

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
年金記録を確認したところ昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。
昭和 37 年 3 月に結婚し、夫の両親と同居した。
当時、お金に関することは義母が行っており、国民年金の保険料も義母が婦人会の集金人に納付していた。
夫と義父母の国民年金保険料は納付となっているのに、私だけ未納となっているのはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みである。

また、申立人の夫及び義父母の申立期間を含む国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである上、義父母の国民年金は任意加入である 10 年年金を受給していることから、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳の発行年月日や前後の国民年金番号の状況から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 11 月から 12 月ごろ払い出されたと推認でき、当該払出時点で申立期間は過年度納付が可能な期間であり、申立期間に近接する年度の国民年金保険料が、郵便局で過年度納付されていることが申立人の所持している領収書で確認できることから、納付意識の高かった申立人の義母が、申立人の申立期間の保険料のみ

を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

申立期間当時は大学生で親元を離れて暮らしており、学生免除の制度があることを親から聞き、自分で手続を行った。

申立期間と同様に大学生であった平成5年度から7年度の3年間は申請免除となっているが、申立期間のみ未納となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立期間を除く平成5年度から7年度の3年間の大学在学期間はすべて申請免除期間であり、その申請免除手続は年度初めの4月又は5月に行われていることがオンライン記録で確認できることから、当時、申立人の国民年金保険料免除についての理解や意識は高かったものと考えられ、申立期間のみ免除申請しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間を含む大学在学期間の申立人や申立人の両親の経済状況、生活状況に特段の変化は認められないことから、ほかの年度と同様に申請免除に該当する可能性は十分考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 3 月まで

私が勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和31年4月1日となっている。しかし、次の勤務先のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は35年4月1日となっており、私はB社の設立準備をするために引き抜かれて、A社を退職したため、同年3月までの期間についてはA社に勤務していた。

また、私が所持しているC手帳にも「A社、昭和35年3月退職」と記載されており、昭和35年2月にD資格を取得したが、A社では、5年間勤務しなければ当該資格を取得するのに必要な在職期間の証明をしてくれなかったはずなので、同社に5年以上勤務していたのは間違いない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる15人に照会し13人から回答を得たが、そのうちの一人は「申立人は、私が昭和32年春に学校を卒業してA社に入社した時の上司で、整備を教えてもらった記憶がある。」と供述している一方で、当該同僚とほぼ同時期に入社したとしている一人は、「私は、昭和32年4月にA社に入社し、35年7月に退職したが、申立人は勤務していなかった。申立人のことを知ったのは、申立事業所より後に勤務していた別の事業所のころであり、A社に勤務していたことを聞いた。」と供述している。また、31年9月に退職したとしている一人は「申立人は私が退職する前に退職している。」、同年春に退職したとしている一人は「申立人は、私が退職したすぐ後に退職したと聞いている。」、同

年3月に入社したとしている一人は「私は申立人のことを知らない。」と供述しており、そのほかの8人からは申立人の申立期間における勤務実態及び勤務期間を確認できる供述を得ることができなかった。

また、適用事業所名簿によると、A社は昭和46年9月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、後継者は、「当時の事業主は亡くなっており、事業は既に廃止したので当時の資料は無い。私が昭和34年春に入社した時には、申立人はいなかった。」と供述していることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は「昭和31年4月1日」と記載されているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、「退職」により昭和31年4月1日に資格喪失している旨記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所の次に勤務したB社については、自身が会社設立の準備をしたと供述しているところ、昭和31年7月1日現在の日本電信電話公社電話帳E地方版に「B社」の電話番号等が掲載されていることが確認できることから判断すると、同社は同年7月1日時点で既に設立されていたことが推認できる。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和31年4月1日以降も引き続き当該事業所に勤務していたことは推認できない。

また、申立人は、申立人が所持するC手帳に記載された当該事業所の退職日が昭和35年3月であることを申立ての根拠としていることから関係機関に照会したものの、関係書類の保存期限が過ぎており当該記載に係る経緯については確認できない上、申立人は、「A社では、5年間勤務しなければD資格を取得するのに必要な在職期間の証明をしてくれなかった。」と供述しているところ、申立人がD資格を取得する際に、当該事業所における勤務期間を証明したとする当時の事業主は既に亡くなっており、資料も保存されておらず、申立人の勤務状況を確認できない。

なお、F運輸局G運輸支局は、「昭和35年当時、H資格の取得に関し、26年8月10日付け運輸省令第71号の自動車整備士技能検定規則によると、実務経験年数について、中学校卒業者は『1年以上』、旧公共職業訓練校卒業生の場合は『6か月以上』となっている。」と回答している。

加えて、申立人は保険料控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 15 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 8 月 1 日から同年 11 月 10 日まで

ねんきん特別便が届き、A社B支社に勤務していたことを思い出し、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、被保険者期間は1か月間だった。

しかし、記憶では、給与が支給されたのは1回だけではなく、3回か4回である。入社後、採用時の給与額にて約2回の給与が支給され、3回目に支給された給与が上がっていて私も妻も驚いたことを覚えている。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間については、申立人の供述及び両申立期間においてA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が、申立人が記憶する姓の支社長が在任していたと供述していることから判断すると、申立人が同社B支社に勤務していたことはうかがえるものの、勤務期間は特定できない。

また、当該事業所は平成8年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、後継のA社本社に照会したが、「申立人の入社日、退社日及び給与の支払、厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保存されていない。」と回答していることから、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は同僚の名前を一切記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険被保険者資格の

取得日が申立人と同日の者及び両申立期間における被保険者記録が確認できる者に照会したものの、申立人の両申立期間の勤務実態及び勤務期間を確認できる供述は得られなかった。

加えて、申立期間①については、申立人は、「入社から約3か月後に給与の支給額が高くなった。」と供述しているところ、A社本社は、「入社後の厚生年金保険加入の取扱いに関する当時の資料は残っていないが、営業職員の場合、入社後に数か月間の試用期間があり、その期間は、健康保険も厚生年金保険も加入させない取扱いだったと聞いている。営業職員は、入社してC職試験に合格後、D資格として登録される。」と回答していることから判断すると、当時、事業主は、営業職員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、当該期間のうち昭和41年9月19日に、当該事業所の次に勤務したとしている事業所において同保険の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人が、同日から同年11月10日までの期間において、引き続き当該事業所に勤務していたと推認することができない。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。